

# 特定建築物の定期調査報告

## ◎対象建築物及び報告時期について

### 1. 施行令第16条で定める建築物（注1）

区分	用途	規模（注2）	報告時期（注3）
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	令和9年度
(2)	○観覧場（屋外観覧場は除く） ○公会堂 ○集会場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	令和9年度
(3)	○病院、診療所 （患者の収容施設があるものに限る） ○旅館、ホテル	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合（注4） ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	令和8年度
	○共同住宅 （サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○寄宿舎 （サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、 障害者グループホームに限る。） ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設その他これに類するもの （小規模多機能型居宅介護の事業所、 看護小規模多機能型居宅介護の 事業所を含む。）（注5） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、 障害福祉サービス（自立訓練又は 就労移行支援を行う事業に限る。） を行う事業所（注6）		令和9年度
(4) 注7	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボート場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	令和9年度
(5)	○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○キャバレー ○カフェ ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール ○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡ 以内のものを除く。）	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	令和8年度

## 2. 細則第12条に基づき指定する建築物

区分	用途	規模	報告時期（注3）
(6)	○百貨店 ○マーケット ○その他物品販売業を営む店舗	避難階以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	令和8年度
(7)	○事務所その他これに類する用途に供する建築物	階数が5以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	令和9年度

（注意1） 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

（注意2） いずれかに該当すれば、対象建築物になる。

（注意3） 以後3年目ごとに報告が必要（ただし、前回の報告日から起算して3年を経過する日がある場合には、属する月の末日が提出期限となる）。対象建築物が新築または改築工事の検査済証の交付を受けた場合、その直後の報告時期は免除される。

（注意4） 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

（注意5） 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

（注意6） 利用者の就寝の用に供するものに限る。

（注意7） 学校に附属するものを除く。

### ◎ 報告書類

図書の種類	明示すべき事項	サイズ	部数
定期調査報告書	建築基準法施行規則別記第36号の2様式による	A4	1部
調査結果表	国土交通省告示別記様式による （各項目の調査内容については、平成20年国土交通省告示第282号を確認してください。）	A4	
調査結果図	国土交通省告示別添1様式による （「配置図」及び「各階平面図」を添付し、 <b>防火区画（※R7.7.1～）</b> 、指摘のあった箇所や写真を撮影した箇所があればそれを明記してください。）	A3	
関係写真	国土交通省告示別添2様式による （要是正等箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付してください。）	A4	
付近見取図	報告する建築物の位置を示した地図（様式自由）	任意	
定期調査報告概要書	建築基準法施行規則別記第36号の3様式による	A4	